

地域こどもつなぐ応援金規定 新旧対照表

作成日:2026年7月7日

条項	旧規定(案)	新改定案(2026年7月改定)	変更のポイント
第2条 (運営) 第3項	連絡会は、全国児童家庭支援センター協議会、全国自立援助ホーム協議会、家庭養育支援機構、えんじゅ(以下、「各協議会」という)、及び学識経験者により構成するものとする。	連絡会は、全国児童家庭支援センター協議会、全国自立援助ホーム協議会、家庭養育支援機構、えんじゅ、社会的養育地域支援ネットワーク(以下、「各協議会」という)、及び学識経験者により構成するものとする。	構成団体に「社会的養育地域支援ネットワーク」を追加。
第3条 (助成内容) 第1項	つなぐ応援金の助成対象は、次の(1)と(2)を満たす、 20歳未満 の高校生(申込時点)とする。	つなぐ応援金の助成対象は、次の(1)と(2)を満たす、経済的に厳しい状況にある 29歳未満 の高校生(申込時点)とする。	対象年齢を29歳未満に引き上げ、文言を整理。
第3条 (助成内容) 第1項(1)	(1)「児童養護施設や里親家庭などの社会的養護で暮らし、家庭に戻ったこども」。または、「地域で家族と暮らし経済的に困難な状況にあり、また家族の状況から社会的養育を特に必要とするこども(ヤングケアラーや外国籍、障がいのあるこどもを含む)」。	(1)「児童養護施設や里親家庭などの社会的養護で暮らし、家庭に戻ったこども」。または、「地域で家族と暮らし、家族の状況から社会的養育を特に必要とするこども(ヤングケアラーや外国籍、障がいのあるこどもを含む)」。	第1項柱書きの変更に伴う重複表現の整理。
第3条 (助成内容) 第1項(2)	児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、自立援助ホーム、里親支援センター、フォostリング機関等のいずれかの継続的な支援……(以下略)	(2)児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、自立援助ホーム、里親支援センター、フォostリング機関、児童育成支援拠点事業所のいずれかの継続的な支援……(以下略)	①項番(2)を明記 ②推薦機関に「児童育成支援拠点事業所」を追加
第3条 (助成内容) 第10項	高校は、定時制、通信制を含み、また退学後に再度入学した場合、休学から復学した場合も対象とする。高等専修学校、特別支援学校、高校専攻課程、高専の4、5年過程、その他の学校は対象外とする。	高校は、定時制、通信制、特別支援学校を含み、また退学後に再度入学した場合、休学から復学した場合も対象とする。高等専修学校、高校専攻課程、高専の4、5年過程、その他の学校は対象外とする。	「特別支援学校」を支給対象へ変更。
第3条 (助成内容) 【削除】	当該期の中に休学していた期間がある場合は、休学が無かった月数×8,300円を給付するものとする。 当該期の中に休学している月がある場合は、その月の給付は行わないものとする。	(条文削除)	休学時の月割り減額規定を廃止。
附則	本規定は、2025年4月1日に施行する。	本規定は、2025年4月1日に施行する。 附則(2026年7月改定) この改定は、 2026年7月7日 から施行する。	改定の附則を追記。